

平成15年4月1日より、さいたま市内の警察署の管轄区域が変更となります

管轄警察署	管轄区域
浦和警察署 825-0110	浦和区（上木崎1丁目を除く。） 南区
浦和東警察署 712-0110	緑区
浦和西警察署 854-0110	中央区（大字上落合、上落合1丁目492の11、上木崎1丁目、吉敷町2丁目、北袋町1丁目、錦町を除く。） 桜区 浦和区のうち上木崎1丁目
大宮警察署 663-0110	北区（大字上加、櫛引町2丁目、大字西谷、日進町1～3丁目を除く。） 大宮区（上小町、櫛引町1丁目、三橋1～4丁目を除く。） 見沼区 中央区のうち大字上落合、上落合1丁目492の11、上木崎1丁目、吉敷町2丁目、北袋町1丁目、錦町
大宮西警察署 625-0110	西区 北区のうち大字上加、櫛引町2丁目、大字西谷、日進町1～3丁目 大宮区のうち上小町、櫛引町1丁目、三橋1～4丁目

お問い合わせ先：埼玉県警察本部 TEL.832-0110（内線 2682、2692）
もしくは、さいたま市内の各警察署

政令指定都市移行に伴い、各区に区役所が開設されますが、区役所の業務や施設に関するご案内は、今後、市報さいたま等の広報紙によりお知らせしてまいります。

このリーフレットに関するお問い合わせ先
さいたま市 総合政策部 政令指定都市準備室
TEL.829-1884